

別表

防犯住宅認定制度認定基準

対象	箇所	内容	配点
建物本体	玄関	防犯建物部品（CP建物部品）を扉、錠、ガラスのいずれかに使用していること ※ ただし、錠、ガラスにCP建物部品を使用していない場合は、次の項目を満たしていること。 ① 錠・・・ 指定建物錠のうち、耐ピッキング性能、耐サムターン回し性能、耐こじ破り性能の機能を有している錠であること ② ガラス・・・ ガラスこじ破りなどで扉の開錠が不可能な大きさであること	必須
	勝手口等	防犯建物部品（CP建物部品）を扉、錠、ガラスのいずれかに使用していること ※1 ただし、錠、ガラスにCP建物部品を使用していない場合は、次の項目を満たしていること。 ① 錠・・・ 指定建物錠のうち、耐ピッキング性能、耐サムターン回し性能、耐こじ破り性能の機能を有している錠であること ② ガラス・・・ ガラスこじ破りなどで扉の開錠が不可能な大きさであること ※2 かつ、扉及び錠（上記①に該当する錠に限る）にCP建物部品を使用していない場合は、次の項目を満たしていること ③ センサーライト等の照明設備、防犯カメラ又は警報機のいずれかが設置されていること	必須
	窓（1階）	侵入のおそれのない小窓（注1）を除いて、次の①、②いずれかの対策がなされていること。（注2）（注3） ①防犯建物部品（CP建物部品）のサッシ及びガラス又はフィルムの設置 ②防犯建物部品（CP建物部品）の面格子又はシャッターの設置	必須
	窓（2階）	侵入のおそれのない小窓を除いて、次の①～③いずれかの対策がなされていること。 ①防犯建物部品（CP建物部品）のサッシ及びガラス又はフィルムの設置 ②防犯建物部品（CP建物部品）の面格子又はシャッターの設置 ③補助錠（サブロック付クレセントを除く）の設置（開閉機能を有しない窓を除く）	必須
建物本体	外周	侵入の足掛かりにならないよう配慮された配管、縦どい、出窓等の設置	4
	玄関	玄関灯の設置	1
		通話機能及び録画機能付きインターホンの設置	4
	勝手口等	センサーライト等の照明設備の設置	4
	窓	警報装置の設置	2
バルコニー	見通しが確保されたバルコニー	3	
外構	庭及び敷地内	防犯カメラの設置	5
		防犯砂利の設置	2
		侵入の足掛かりにならないよう配慮された倉庫、カーポート、室外機等の設置	4
	塀、柵、門扉等	外部からの見通し及び居室の窓からの監視性を確保した塀、柵、植栽、門扉等の設置	3
		門扉の設置	2
		門灯、庭灯等玄関までのアプローチを照らす照明設備の設置	1
	敷地を明確にするための段差、舗装の色、素材等による区別	2	
その他	機械警備の導入	4	
	その他の防犯対策	1	

* 必須項目をすべて満たした上、合計点数10点以上で合格

注1 「侵入のおそれのない小窓」の目安として、住宅性能表示制度で示された

①400mm×250mm以下の長方形②400mm×300mm以下の楕円形③直径が350mm以下の円という基準がある。

注2 防火地域等の事由により防犯建物部品（CP建物部品）の使用が困難な窓がある場合、防犯フィルム又は防犯網入りガラスを必ず使用し、さらに警報機又はその他の防犯機器（センサーライト若しくは防犯カメラ）のいずれかを設置すること。

注3 防火地域等による特例に関して、窓（1階）の特例率は3割未満（7割以上はCP建物部品を設置）とすること。